

『離婚』 新たな人生に向かつて——妻の場合

厚生労働省の平成21年度「離婚に関する統計」は、さまざまな興味深い視点から統計を取っている資料。そこからは、同居期間5年未満の夫婦の離婚率が一番高いこと、夫婦が同居をやめた年に離婚に至るのが70%前後にものぼっていることなどの傾向が見て取れます。夫婦の話し合いの中で、「ひとまず別居をしてお互いに見つめ直してみようか」などとなつたとして、統計上は、その同居を取りやめた年に離婚にまで至つてしまつ確率が高いので、「別居で様子を見よう」ということにある過大な期待を持たないほうがいいのかもしれません。

ところで、私たちが経験するたくさんの物事には、常に、(明)と(暗)があり、ある時まで(明)であると信じていたことが実は(暗)であつたり、(暗)だろうと思つていたことが実は(明)であつたりと時間が経過する中で少しずつ受け止める形が変わつてくることがあります。物事というものは、(明)でもあります(暗)もあるのです。したがつて、離婚することが人生において(暗)であると決めつける必要もありません。これから残された大切な時間を過ごす中で、離婚を前提とした人

に軸足を置こうとするのが、今までの生活を続けることに軸足を置いてたままとするのか、そのどちらも選択肢として「有り」だと思います。しかし、離婚を決意しつつある女性、特に、結婚を機に専業主婦またはそれに近い状況になつた女性や、子供がまだ幼くすぐには働きに出れないという女性もたくさんいます。そのような立場に置かれている多くの女性が「離婚」というものを考えた場合、これから仕事をどのように探せばいいのか、離婚後の生活費、子供の保育はどうすればいいのか、などと思いつむことがたくさん出できます。

かく、夫婦間で離婚の話を進めていくと、ある時期になって突如、夫側から預金通帳や保険証券などを隠される場合があるので、コピーを取つておることは大切なことです。

また、別居をした上で離婚の話を進めていこうと思っている女性には、夫と自分の収入を踏まえ、毎月、どの程度の婚姻費用が請求できるのかを計算し、更に、実家などに戻れず新たにマンションなどを賃借しなければならない場合は、毎月かかるおおよその支出も併せて計算し、離婚に至るまでに請求できる婚姻費用との対比を考え、どの程度の収入が見込まれるアーバイト等があるのかなどといった点を考えてみる必要があります。この点、「妻が勝手に家から出て行ったのだから、生活費など出す必要もない」とい

う男性もありますが、別居をした理由などは問われずに妻側から請求できますので安心して、最高裁のホームページなどを参照して請求できる婚姻費用を算定してみてください。特に子供を連れて別居される女性は、平成23年10月からは、きちんと申請すれば、離婚協議中で別居している場合でも、子供と同居をしている妻側に子ども手当が支給されるように運用が変わったので、別居以前から少しづつできることを準備し、別居後できる限り問題なく妻側に子ども手当が支給されれるように、経済的にも少しでも安心できる生活が始められる工夫をしていくことも必要です。

また、弁護士に相談しようかどうか迷つてている方も、「依頼をすることを決めてからじやないと相談できないのでは?」と考える必要はありません。弁護士に依頼をするかどうかをかも含めて相談をすればいいのです。「今、何を具体的に準備できるのか」ということを知るために相談してもいいのです。その時に応じた準備の仕方もいろいろあるので、「弁護士に依頼をすること」を前提としなくとも大丈夫です。

人間といふものは、迷いの中に眞実を見て、己を知るようになると思います。自分にとって何が眞実なのか、時間をかけて考えていくべき。自分や子供のために準備できることは、決して少なくありません。